



島根県報

令和4年1月25日（火）
第 280 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則	（農林水産総務課）	2
高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則	（人権同和教育課）	3

【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	4
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（ ” ）	5
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	7

【公 告】

家畜商講習会の開催	（農 畜 産 課）	7
収去飼料の試験結果の概要	（ ” ）	9
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	10
河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	10
開発行為に関する工事の完了（2件）	（都 市 計 画 課）	10

公布された条例等のあらまし

◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

- (1) 検査責任者は、組合等の責任者から検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならないこととした。（第8条・別記様式第2号関係）
- (2) 検査結果についての意見聴取及び検査講評への組合等の職員の出席については、組合等の責任者の裁量及び責任に委ねることをあらかじめ組合等の責任者に伝達するものとした。（第15条・第16条関係）
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第5号—様式第9号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第11号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第8条」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「検査員に検査を行わせるときは、」を「検査員のうちから検査責任者を指名し、その者に」に改める。

第8条中「検査員」を「検査責任者」に、「に対し、検査命令書及び身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書（別記様式第3号）を交付しなければならない」を「から検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 検査員は、組合等の責任者から身分証明書の提示を求められた場合には、身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書（別記様式第3号）を交付しなければならない。

第15条を次のように改める。

（検査結果についての意見聴取）

第15条 検査員は、検査の終了に際して、当該検査によって明らかとなった事項について組合等の責任者から意見を聴取することとする。この場合において、検査員は、組合等の職員の出席について、組合等の責任者の裁量及び責任に委ねることをあらかじめ組合等の責任者に伝達するものとする。

第21条を第22条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

（検査講評）

第16条 検査責任者は、検査の終了に際して、原則として、組合等の責任者に対して講評を行うものとする。この場合において、特別の事由があると認めるときは、講評の時期を変更することができる。

2 前項の講評については、前条後段の規定を準用する。

別記様式第2号中「検査員」を「検査責任者」に改める。

別記様式第3号中

「
1 検査開始予定日
年 月 日
」

を

「
1 検査開始予定日
年 月 日
※自然災害、検査の進捗状況等の事情に応じて、検査開始予定日を変更する場合がある。
」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第12号

高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則（平成14年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号から様式第9号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高等学校奨学資金貸与規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

島根県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安田地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第38号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸山達也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第41号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄19に掲げる漁業の区分

公

告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公告する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 講習会を開催する指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

令和4年3月7日（月）及び同月8日（火）

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

松江市内中原町52番地 島根県職員会館1階 健康教育室

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,740円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受講申込書の提出期限

令和4年2月21日（月）（郵送による場合は、令和4年2月18日（金）までの消印のあるものに限る。）

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、受付場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、84円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。

(2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 仁島（電話0852-31-3609）にすること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催を中止又は延期する場合がある。講習会の当日37.5度以上の発熱、風邪症状等の体調不良がある場合は、受講できないものとする。

別記様式

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

氏 名

(電話番号 - -)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和3年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	りん(%)	その他の検査(水分:%)	
島根県飯石郡飯南町AST飼料合理化センター	同左	11号	令和3年11月	15.5	3.0	4.8	6.5	0.98	0.55	12.5	
島根県益田市種村町株式会社松永牧場食品残渣飼料工場	同左	卵の花サイレージ	令和3年11月	7.6	2.1	6.9	1.8	0.17	0.13	62.1	

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年12月24日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年5月28日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町富田

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和4年2月24日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川名
 - (1) 二級河川浜田川水系浜田川（浜田市港町309番地10地先）
 - (2) 二級河川浜田川水系浜田川（浜田市港町221番地4地先）
 - (3) 二級河川浜田川水系浜田川（浜田市片庭町113番地2地先）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 浜田川河川敷に係留された船舶 1隻
 - (2) 浜田川河川敷に設置された船舶係留施設 一式
 - (3) 浜田川河川敷に設置された船舶係留施設 一式
- 3 当該措置の内容
当該船舶等を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶等の係留及び設置が河川法第24条の規定に違反しているため。
- 5 本件に関する問合せ先
〒697-0041 浜田市片庭町254番地
浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市久白町字小久白365番1

面積 455.69平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市久白町366番地3

南 真之

南 裕美

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市西赤江町字神塚495番2、495番3、495番9、495番11

面積 1,578.66平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市西赤江町530番地

足立 仁行